

解禁日 令和4年5月16日

報道関係者 各位

令和4年5月16日

【照会先】 秋田労働局健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話) 018-862-6683



転倒災害が過去最多の発生

～「緊急」の転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催します～



秋田労働局（局長 川口秀人）は、令和3年における転倒災害が過去最多の発生となったことを受け、毎年降雪前に開催している転倒災害防止プロジェクトチーム会議を緊急に開催いたします。

開催内容は、次のとおりです。

（開催の目的）

◆ 転倒災害の負傷者数が過去10年で最多

秋田県内における令和3年の転倒災害は346人となり、全産業から見た発生割合も28.4%となり、これは過去10年において最多の発生となりました。

原因としては、令和3年豪雪と呼ばれる令和2年12月から令和3年2月にかけて北日本の日本海側を中心に広い範囲で大雪・暴風が発生したことと、令和3年12月にも積雪のある時期が続いたことから、冬期間の屋外での転倒災害が多発したことが大きな要因となっています。《資料1、2》

過去10年における転倒災害での平均休業日数は、年々長くなっており、令和3年においては1度の転倒災害で平均41.7日と約6週間の長期の休業期間を伴うこととなり、また、令和3年の平均被災年齢は55歳で、平均被災年齢も年々高くなっている状況にあります。《資料3》

人手不足が慢性化する中で、貴重な人材を転倒災害で約6週間失うことは、事業場においても多大な損失であり、その損失をカバーする人員の確保も困難なものとなります。

このように、ひとたび転倒災害が発生すると、被災者のみならず事業場においても負担が増大することから、転倒災害を防止するため、秋田労働局では平成24年度に「転倒災害防止プロジェクトチーム」を立ち上げ、毎年当会議を開催し、構成員の意見等を反映させた各種施策を推進してきました。

この度、過去10年において最多の発生となった令和3年の災害発生状況を踏まえ、下記により緊急の転倒災害防止プロジェクトチーム会議を開催することといたしました。

会議においては、災害発生状況、前回の会議以降の防止のための取組事項及び今後の予定について説明するほか、労働局長から構成員に対して転倒災害減少に向けた緊急要請（要請書の手交）を行います。《資料4、5》

記

1. 日時：令和4年5月18日（水）午後2時～3時30分
2. 場所：秋田合同庁舎5階 第1会議室（秋田市山王7-1-3）
3. 内容：労働局長から構成員に対し転倒災害減少に向けた緊急要請を行います。

令和3年に発生した転倒災害の概要とその防止対策の説明

緊急要請に係る今後の取組について

※ 当該会議において労働局長から構成員を代表して一般社団法人秋田県労働基準協会に対し、要請書の交付を行います。要請書の手交については午後 3 時を予定しております。

報道機関の皆様方におかれましては、上記内容により労働局長からの要請書交付状況を公開いたしますので、取材につきまして特段の御配慮下さるようお願いいたします。

別紙

【添付】

- 資料1 「令和 3 年 事故の型別労働災害発生状況」
- 資料2 「転倒災害発生推移（平成 24 年～令和 3 年）」
- 資料3 「転倒災害 平均休業人数・平均被災年齢別統計」
- 資料4 「（緊急要請）STOP!転倒災害パンフ」
- 資料5 「転倒災害減少に向けた緊急要請（概要）」

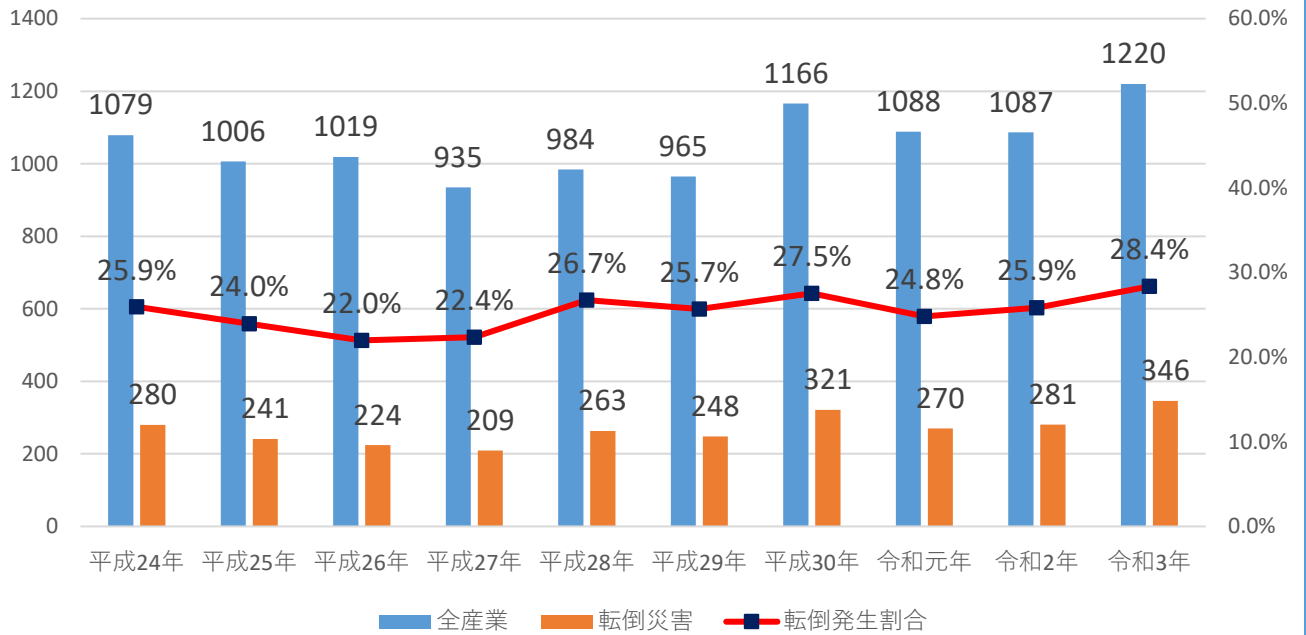
令和3年 事故の型別・業種別発生状況 (確定値)

秋田労働局
(令和4年4月8日作成)

| 業種 | 事故の型 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 90 | 99 | 合計 |
|-------------|------------------|---------|-----|----|-------|-------|--------|------------|--------|------|-----|-------------|----------|-------|----|----|----|----------|-----------|-------------|-----|------|----------|
| | | 墜落・転落 | 転倒 | 激突 | 飛来・落下 | 崩壊・倒壊 | 激突され | はさまれ・巻き込まれ | 切れ・こすれ | 踏み抜き | おぼれ | 高温・低温の物との接触 | 有害物等との接触 | 感電 | 爆発 | 破裂 | 火災 | 交通事故(道路) | 交通事故(その他) | 動作の反動・無理な動作 | その他 | 分類不能 | |
| 製造業 | | 22 | 62 | 9 | 17 | 6 | 10 (1) | 41 (1) | 23 | | | 12 | 2 | | | | | | | 13 | 1 | | 218 (2) |
| 製造業 | 食品製造業 | 3 | 31 | | 3 | | 2 | 4 | 7 | | | 1 | | | | | | | | 6 | | | 57 |
| | 木材・木製品・家具・装備品製造業 | 6 | 6 | 2 | 1 | 2 | 4 (1) | 9 | 11 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | 43 (1) |
| | 鉄鋼・非鉄・金属製品製造業 | 1 | 5 | 1 | 7 | 2 | 2 | 12 | 2 | | | 5 | | | | | | | | | | | 37 |
| | 一般・輸送用機械器具製造業 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | | 7 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 1 | | 20 |
| | 電気機械器具製造業 | 2 | 7 | 1 | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | 2 | | 14 |
| | その他の製造業 | 9 | 10 | 4 | 2 | 1 | 2 | 9 (1) | 1 | | | 4 | 2 | | | | | | | | 3 | | 47 (1) |
| 鉱業(鉱安法適用除く) | | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 建設業 | | 80 (2) | 22 | 11 | 12 | 8 | 13 | 19 | 20 | 1 | | 5 | | 2 (1) | | | | 2 (1) | | 13 | 19 | | 227 (4) |
| 建設業 | 土木工事業 | 16 | 6 | 4 | 5 | 3 | 7 | 8 | 5 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | 5 | 11 | | 73 |
| | 建築工事業 | 54 (1) | 14 | 6 | 5 | 4 | 5 | 10 | 13 | | | 3 | | 1 (1) | | | | 1 (1) | | 7 | | | 123 (3) |
| | 鉄骨・鉄筋家屋建築 | 4 | 2 | | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | | | 1 | | | | | | | | 2 | | | 18 |
| | 木造家屋建築 | 36 (1) | 6 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 | 11 | | | 1 | | 1 (1) | | | | 1 (1) | | 2 | | | 77 (3) |
| その他の建設業 | 10 (1) | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | | | 1 | | 1 | | | | | | 1 | 8 | | 31 (1) |
| 運輸交通業 | | 24 | 29 | 10 | 1 | 5 | 3 | 8 | 2 | | | 2 | | | 1 | | | 8 | | 10 | 10 | | 113 |
| 運輸交通業 | 道路貨物運送業 | 23 | 22 | 10 | 1 | 5 | 2 | 8 | 2 | | | 1 | | | 1 | | | 8 | | 9 | 3 | | 95 |
| 貨物取扱業 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 林業 | | 5 (1) | 4 | | 5 | | 11 | 3 | 5 | | | 1 | | | | | | | | 3 | | | 37 (1) |
| 商業 | | 24 | 76 | 9 | 1 | 1 | 3 | 20 | 15 | | | 3 | | | | | | 9 | | 28 | 2 | 1 | 192 |
| 商業 | 小売業 | 17 | 68 | 9 | | 1 | 2 | 14 | 14 | | | 2 | | | | | | 6 | | 25 | 2 | 1 | 161 |
| 保健衛生業 | | 10 | 75 | 7 | 3 | 1 | 2 | 3 | 2 | | | 2 | | | | | | 3 | | 46 | 58 | 2 | 214 |
| 保健衛生業 | 社会福祉施設 | 8 | 56 | 6 | 2 | | 1 | 3 | 2 | | | 1 | | | | | | 3 | | 39 | 32 | 1 | 154 |
| 接客娯楽業 | | 4 | 28 | 3 | 1 | | | 1 | 4 | | | | | | | | | 2 | | 2 | 1 | | 52 |
| 接客娯楽業 | 飲食店 | 1 | 10 | 3 | | | | | 3 | | | | | | | | | 2 | | 1 | 1 | | 26 |
| 清掃・と畜業 | | 8 | 11 | | 1 | | 2 | 4 | 1 | | | | | | | | | 1 | | 4 | | | 32 |
| 上記以外の事業 | | 15 | 38 | 4 | 4 | | 5 | 10 | 4 | | | 2 | 1 | | | | | 17 | | 11 | 20 | | 131 |
| 合計 | | 194 (3) | 346 | 54 | 45 | 21 | 49 (1) | 109 (1) | 76 | 1 | | 33 | 3 | 2 (1) | 1 | | | 42 (1) | | 130 | 111 | 3 | 1220 (7) |

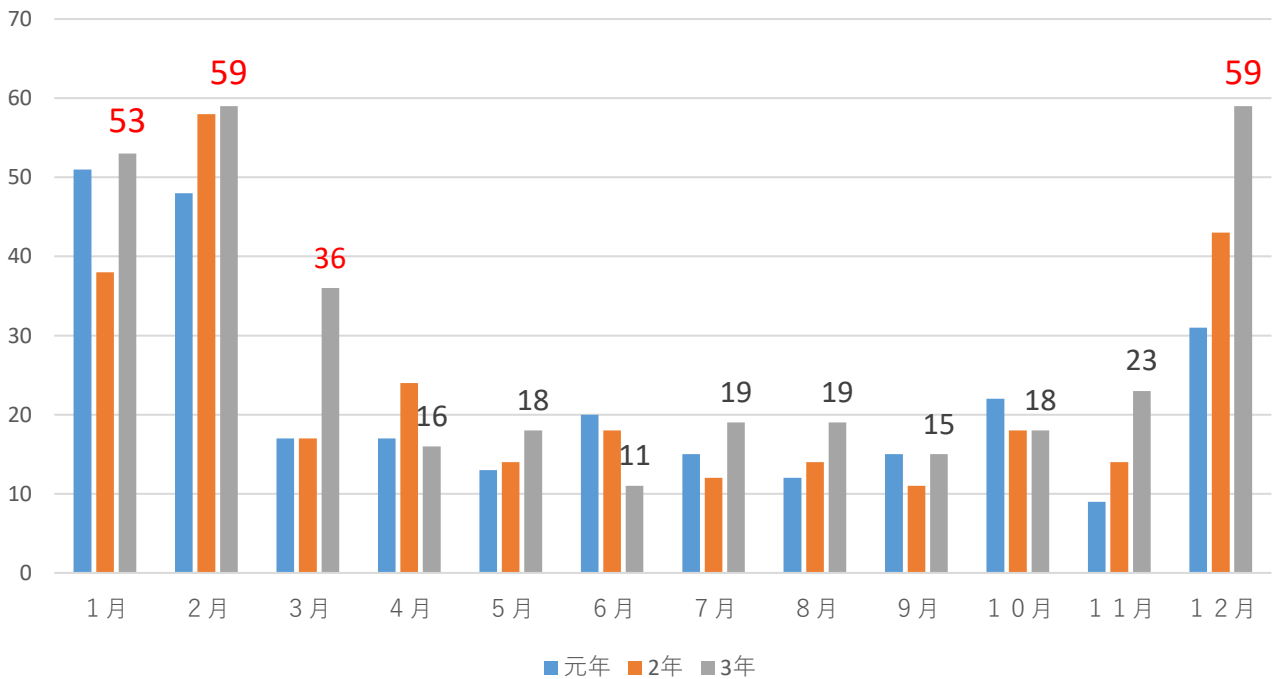
(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。()は死亡内数。

転倒災害発生件数と発生割合



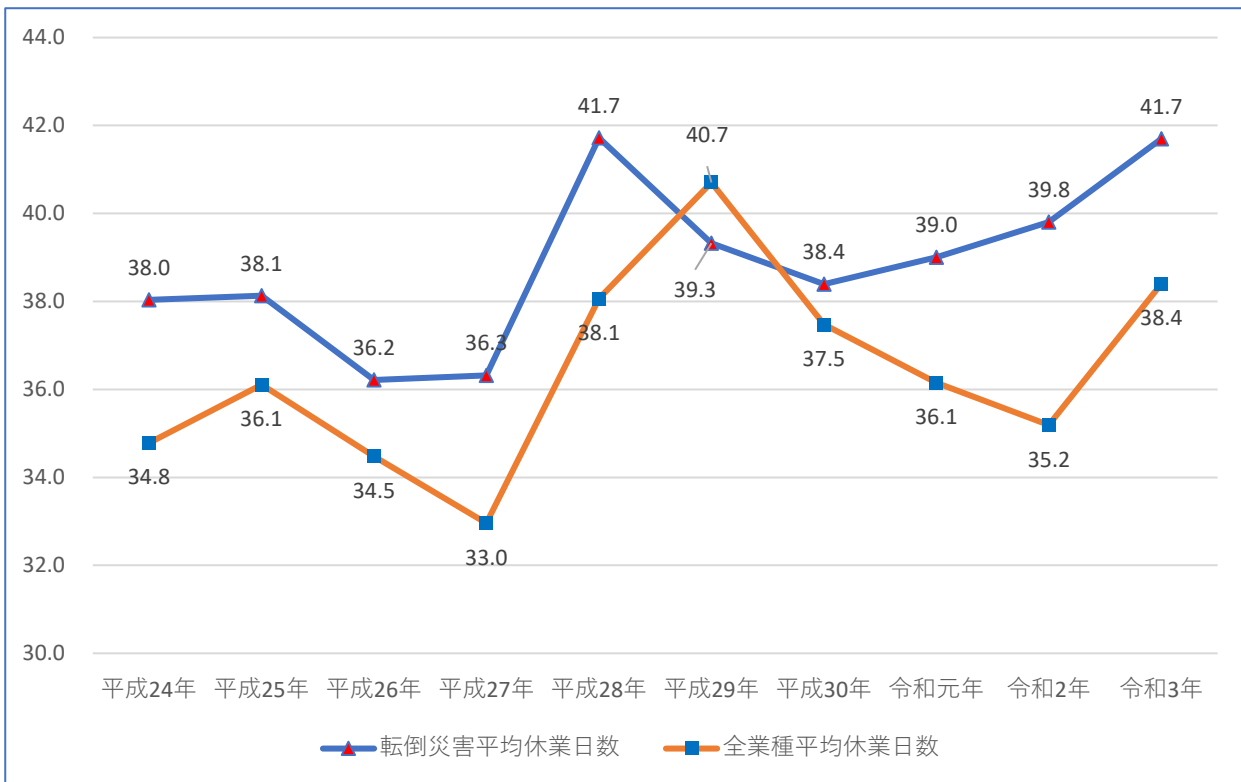
・令和3年の転倒災害は346人となり、過去10年において最多となりました。全死傷者数に対する転倒災害の発生割合も28.4%と、こちらも過去10年において最高の発生割合となりました。

転倒災害月別発生状況



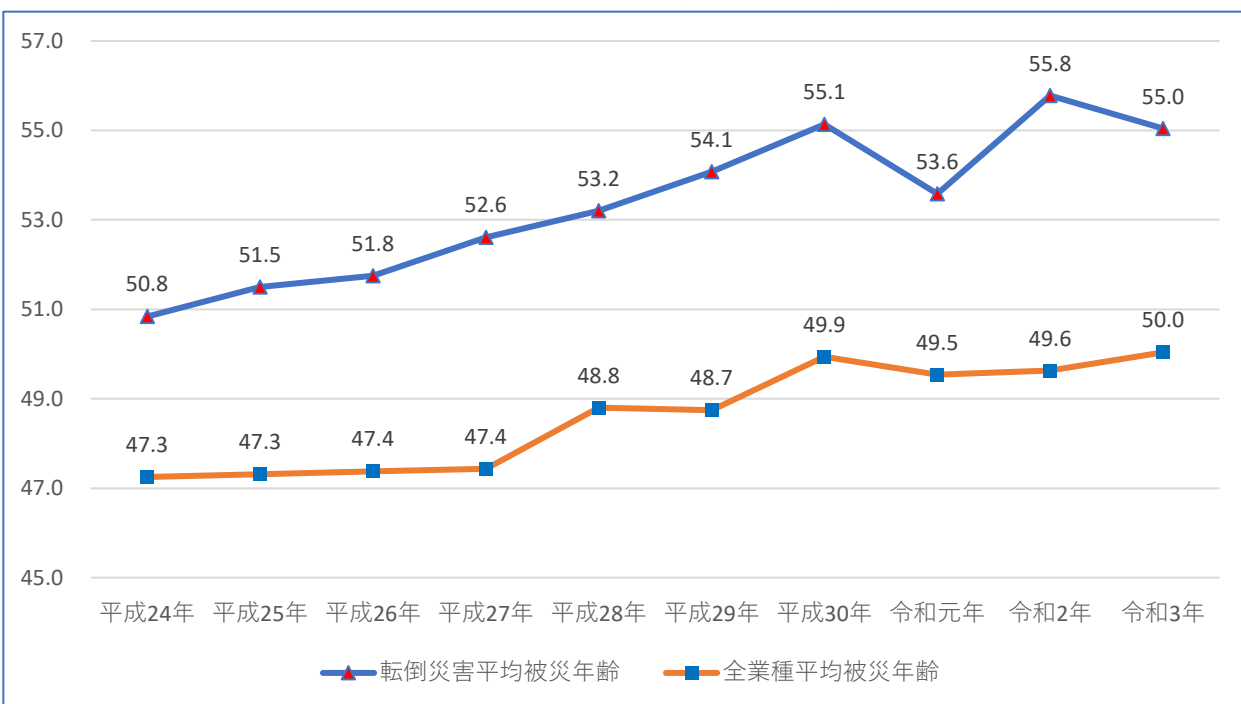
・月別の転倒災害発生状況では、過去3年の状況を表しておりますが、1月2月及び12月がいずれの年も負傷者数が多くなりますが、令和3年においては、過去3年の1月、2月及び12月の中でそれぞれ最大の負傷者となり、3月においても例年の2倍の負傷者数が発生したことで、令和3年全体の負傷者数も多くなりました。

平均休業日数の推移（過去10年）



・過去10年における、全業種の負傷者と、転倒災害の負傷者での平均休業日数別推移表です。平均休業日数は10年前と比べて、転倒災害において4日程度長くなっており、また、全業種との比較でも3日程度長い状態となっております。一度の転倒災害は休業日数が長期化しやすく「たかが転倒」では済まされない状況となっております。

平均被災年齢の推移（過去10年）



・過去10年における、全業種の負傷者と、転倒災害の負傷者での平均年齢別推移表です。いずれも、年々被災平均年齢が上昇しております。また、令和3年では全業種との比較でも転倒災害により被災した方の年齢が5歳上となっており、高齢労働者の被災割合が高い状況となっております。



緊急要請

STOP! 転倒災害

～過去10年において最多の発生となりました～

取組要請期間: 令和4年5月～11月

秋田労働局

転倒災害発生推移 (平成24年～令和3年)



・秋田県内における転倒災害の負傷者数が346人と、過去10年において最多となりました。冬期間における屋外での凍結箇所等を原因とした転倒災害が多かったという要因はあるものの、3年連続で増加している状況にもあります。転倒災害は負傷者の不注意が原因とされ、再発防止対策の検討が行われない場合がありますが、作業行動も含めて原因や対策を検討し、再発防止に努めるようお願いいたします。転倒防止対策の取組につきましては、以下の項目を参考にして取り組みをお願いします。

転倒防止対策の取組をお願いします

転倒防止対策の検討と周知



・安全衛生委員会や社内ミーティングにおいて、転倒防止対策を検討して下さい。既に転倒防止対策を実施している場合は、再検討し、労働者の意識啓発及び周知に努めて下さい。

職場内の安全パトロール・巡視



・作業場所の安全パトロールや巡視を実施する場合は、転倒防止対策が行われているかも確認して下さい。清掃用具の設置や、マットのめくれ、照明器具など不具合がないか点検をお願いします。

「見える化」の促進



・転倒の危険性のある箇所に「見える化」対策として、注意表示を行いましょ。どんな転倒の危険性があるか、具体的な内容を表示してもらうと、より分かりやすくなります。

転倒しない5Sの実施



- ①「整理=SEIRI」
通路の不要物は撤去!
- ②「整頓=SEITON」
取り決めた場所に戻す!
- ③「清掃=SEISOU」
作業場所の油や水分除去!
- ④「清潔=SEIKETU」
清掃状態を保持しよう!
- ⑤「照明=SYOUMEI」
最後の「S」は照明の確保!

転倒災害防止対策取組要請期間（5月～11月）の実施事項

- 1.経営トップによる転倒災害防止に係る所信の表明及び労働者への周知
- 2.安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全衛生委員会等）やミーティング時における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- 3.下記のチェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視。職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等による、転倒災害防止対策の実施及び定着状況の確認

通年で行う転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起
- ⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施
- ⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請
- ⑪ 転倒予防体操の励行



転倒災害防止チェックリスト

- 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
- 4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
- 5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していませんか
- 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか
- 7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していませんか
- 8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
- 9 転倒を予防するための教育を行っていますか



秋田労働局 YouTube動画（転倒防止対策）



☞左のQRコードから動画の視聴が出来ます。
社員の教育資料などにご活用下さい。



・各労働基準監督署

(2022.5)

秋田労働局（局長 川口秀人）は、秋田県内における転倒災害が大幅に増加していることから、「転倒災害減少に向けた緊急要請」を下記1の転倒災害防止プロジェクトチームに対して行います。また、要請事項（取組事項）は、下記2のとおりです。

併せて、秋田労働局では、転倒災害減少に向けて令和4年5月から11月までを「STOP!転倒災害 緊急要請」期間として設定し、あらゆる機会において指導及び啓発を行い転倒災害防止対策の徹底を図ります。

記

1 緊急要請先の関係団体

転倒災害防止プロジェクトチーム構成員（7団体）

一般社団法人秋田県労働基準協会

建設業労働災害防止協会秋田県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会秋田県支部

秋田県商工会議所連合会

秋田県商工会連合会

2 取組事項

I 重点事項

- 1 経営トップによる転倒災害防止に係る所信の表明及び労働者への周知
- 2 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全衛生委員会等）やミーティング時における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
- 3 別添リーフレットのチェックリストを活用した安全衛生委員会等による職場巡視。職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等による転倒災害防止対策の実施及び定着状況の確認

II 転倒災害防止対策の具体的実施（取組）事項

- 1 転倒災害防止対策の検討、労働者への周知等
 - （1）安全衛生委員会や社内ミーティングにおいて、転倒災害防止対策の検討
 - （2）既に転倒災害防止対策を実施している場合は、実施状況（効果）の確認、再検討及び労働者の意識啓発及び周知
- 2 職場内の安全パトロール・巡視
 - （1）作業場所の安全パトロール・巡視時における転倒災害防止対策の確認（清掃用具の設置、設備・照明器具等の不具合の有無の確認等）

3 「見える化」の促進

- (1) 転倒の危険性のある箇所への注意表示

4 転倒防止のための5Sの実施

- (1) 整理 (SEIRI)
通路、作業場所等における不要物の撤去
- (2) 整頓 (SEITON)
所定の位置への配置等
- (3) 清掃 (SEISOU)
通路、作業場所等における油、水分の除去等
- (4) 清潔 (SEIKETU)
清掃 (清潔) 状態の保持
- (5) 照明 (SYOUMEI)
照明 (照度) の確保